



九重町 景觀計畫

《概要版》

令和8年3月

目次

1.	はじめに.....	1
	1-1 景観計画の使い方.....	1
	1-2 景観計画とは.....	3
2.	景観計画の理念.....	4
3.	景観特性.....	5
4.	景観保全・形成方針.....	9
	4-1 景観計画の基本方針.....	9
	4-2 景観計画の区域.....	10
	4-3 景観保全・形成方針.....	11
5.	届出対象行為.....	13
	5-1 届出対象行為と規模.....	13
	5-2 届出のフロー.....	16
6.	景観形成基準.....	17
7.	景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定方針、 屋外広告物に関する方針.....	23
8.	総合的な景観の保全・形成に向けた取組.....	24
	8-1 町民・事業者・行政の役割.....	24
	8-2 総合的な景観の保全・形成に向けた取組の推進.....	25

1.

はじめに

九重町の景観は、先人たちが自然に寄り添いながら暮らす中で長い年月をかけて育まれてきたものです。

このような素晴らしい景観を次世代へと受け継いでいくためには、九重町の景観の価値に気づき、それらを大切に守っていく必要があります。

そこで九重町では、将来にわたり豊かで美しい景観を保全し、育てていくことを目的に「九重町景観計画」を策定しました。



本計画の策定に際しては、アンケート、座談会、シンポジウム、説明会など、町民のみなさんから景観に対する思いをお聞かせいただき、町役場と町民のみなさんが一体となって、この計画をつくりあげました。



本計画は、町民のみなさんや訪れる人が、本町の景観の魅力や価値を理解し、共有できる内容とするとともに、その魅力や価値を守り、さらに高めていくためのルールを定めています。

その内容としては、景観の特性、景観の保全・形成に関わる考え方、建築物や工作物についての届出の考え方やルール等を記載しています。右記の使い方を参考に、ご関心のある箇所からご覧ください。



1-1 景観計画の使い方例

各章の内容

1. はじめに

九重町景観計画の使い方、目的、大切にすることについて書かれています。

2. 景観計画の理念

九重町の景観計画で大切にしたい基本的な考え方が書かれています。

3. 景観特性

九重町の景観の特徴や魅力が「生活・生業」「歴史・文化」「地形・地質」という3つの視点で書かれています。

4. 景観保全・形成指針

景観特性に応じたエリア分けを行い、エリア別に景観を守り、つくるための方針が書かれています。

5. 届出対象行為

建築物などの新築や建替えの際に、届出が必要な規模や具体的な届出の流れについて書かれています。

6. 景観形成基準

届出を出した建築物などが、配慮すべき建て方のルール（規模、配置、素材、色彩など）が書かれています。

7. 景観重要建造物、樹木、公共施設、屋外広告物

景観上重要な、建造物、樹木、公共施設の指定方針、屋外広告物の表示及び提出に関する配慮事項が書かれています。

8. 総合的な景観の保全・形成に向けた取組

町民、事業者、行政の役割や総合的な景観の保全・形成に向けた取組が書かれています。

家を新築するけど
どうしたらいいの？



九重町の景観の
魅力や価値について
知りたい！



九重町の景観を
良くするために
何か行動したい！



ステップ1

理念にて、九重町の先人
達が大切にしてきたことに
思いを馳せてみて下さい。

ステップ1

理念にて、九重町の先人
達が大切にしてきたことに
思いを馳せてみて下さい。

ステップ2

九重町の景観の特徴や魅
力を3つの視点により紐解
き、理解を深めて下さい。

ステップ2

九重町の景観の特徴や魅
力を3つの視点により紐解
き、理解を深めて下さい。

ステップ3

建物が建つエリアの景観
保全・形成方針を確認し、
参考として下さい。

ステップ1

届出が必要な建物の高さ
や延床面積かどうか町役場
に確認して下さい。

ステップ2

配慮すべき建て方のルー
ル（景観形成基準）の確認
をして下さい。

九重町の景観に調和
した建物とするため、
届出が必要でない規
模の建物でも、景観
形成基準を参考に建
てていただけること
を推奨します。

ステップ3

町民の役割や良好な景観
の保全・形成に向けた意識
向上の取組を参考に「自分
でできること」「行政と協
働でできること」など、町
役場に提案や相談をして下
さい。

1-2 景観計画とは

(1) 景観計画の目的

九重町は、くじゅう連山や飯田高原などの四季折々に変化する雄大な自然景観や、田園景観、地熱や温泉、名瀑、河川など多くの魅力ある景観に恵まれた町です。

町域の約半分が阿蘇くじゅう国立公園と耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、雄大な自然景観が保全されてきましたが、大規模再生可能エネルギー施設の社会的要請の高まりや山林等の大規模開発の懸念があり、これら開発行為と調和のとれた良好な景観保全及び形成が必要です。

本町の景観計画（以下、「本計画」という。）は、将来にわたり豊かで美しい本町の景観を保全し、育てていくことを目的として策定するものです。

(2) 景観計画で大切にすること

本計画では、以下の3つの事項を、大切にすべきポイントとして内容を組み立てています。

ポイント1

九重町の景観の魅力や価値をわかりやすく伝えます

本町の景観の魅力や価値について、生活・生業、歴史・文化、地形・地質の視点から紐解き、一般の方にもわかりやすい内容とします。

ポイント2

ねらいを明確にし、メリハリのあるルールとします

雄大な自然景観の保全を重視します。大規模施設の建設（太陽光、風力発電など）に対し配慮を求めます。一方、個人の住宅建設や農業、林業に関わる行為等は、制限が少なくなる工夫をします。

ポイント3

景観を守り・つくることでより豊かな九重町となることを目指します

景観を守り・つくることで、本町の景観の魅力が向上します。

その結果「住む人の地域への愛着・誇りの高まり」、「交流人口等増加による経済波及効果」が期待できます。

景観を守り・つくることは、より豊かな本町となることへつながります。

2.

景観計画の理念

人々が暮らしの中で自然に寄り添い育んできた 九重町の景観を次世代に引き継ごう

九重町は、何万年も前から続く雄大な山々、高原、名瀑、地熱、温泉などの自然の恩恵とともにあります。このような環境の中で、先人たちは長い年月をかけて自然に寄り添いながら暮らす中で、九重町らしい景観を育んできました。

雄大な自然景観や見上げた満天の星空、先人たちが築いてきた草原や農地は、過去から未来の子ども、孫へと引き継ぐ大切な贈り物（バトン）です。

自然の恵みがもたらす本町の景観を子ども達への贈り物とするため、遠い将来を見据えた良好な景観の保全・形成に資する景観計画とします。

また、進行する過疎化や近年の自然災害等により、地域の疲弊が進んでいることが課題となっています。景観を守り、次世代に引き継いでいくためには、暮らしを守ることが不可欠です。そのため、本町の主産業（農林業、観光業等）の持続性や地域の活力を高める糸口の一つとなる景観計画とします。

上記の趣旨をふまえ、本計画の理念を「人々が暮らしの中で自然に寄り添い育んできた九重町の景観を次世代に引き継ごう」とします。

春は黒なり



夏は青なり



秋は赤なり



冬は白なり



大自然の移ろい・季節の移ろいを肌で感じることができる九重町の景観

3.

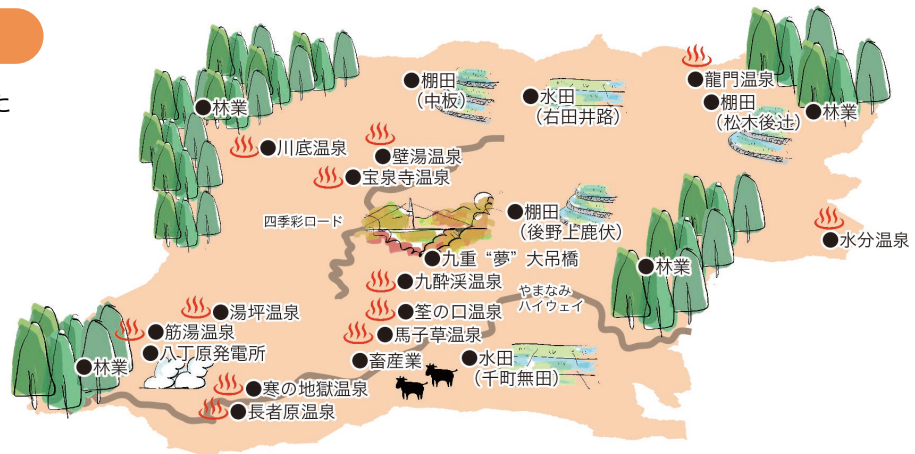
景観特性

九重町固有の景観は、先人たちが自然に寄り添いながら暮らす中で長い年月をかけて育んできたものです。このような景観は「生活・生業」、「歴史・文化」、「地形・地質」の3つの視点から整理することで、その景観特性を捉えることができます。

九重町の景観を形成する3要素レイヤー

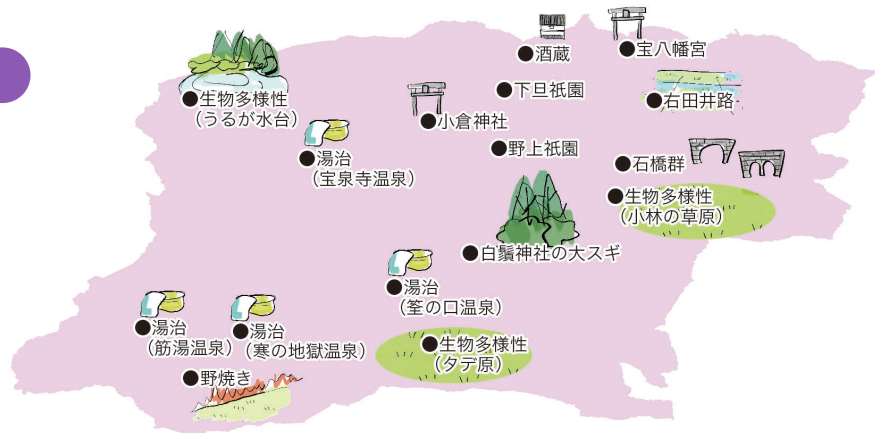
生活・生業

受け継がれてきた農業や林業、温泉、観光地、暮らしを支えるまちなみ等



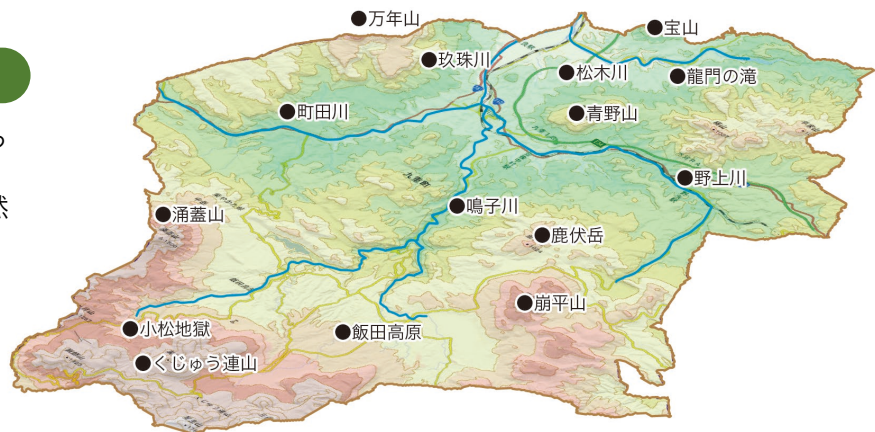
歴史・文化

人々が集まって暮らす中で育まれてきた信仰や文化、建造物等



地形・地質

火山活動等によって形成された、九重町固有の自然



地図出典：国土地理院地図を一部



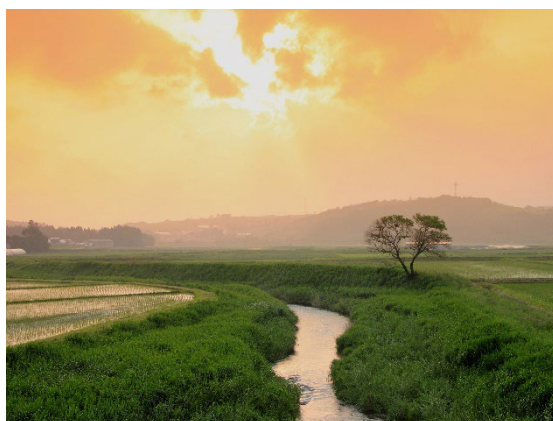
森林景観



牧草地の景観



棚田



水田 (千町無田)



温泉地



各地域のまちなみ



民家と棚田が織りなす集落景観



集落の拠り所としの一本杉と観音堂



野焼き



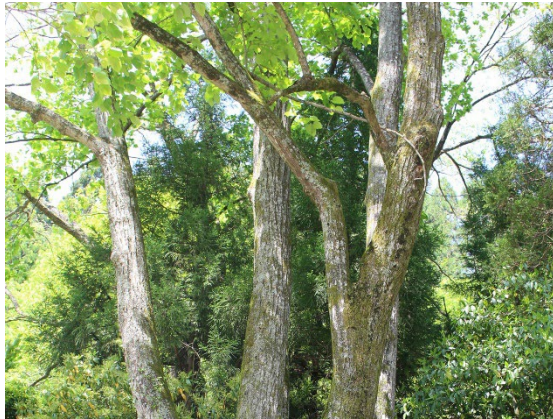
うるが水台の水源地の景観



右田井路に潤された水田



宝八幡宮



相狭間のブンゴボダイジュ



玖珠神楽



寒の地獄（年代不詳）
所蔵：大分県公文書館



硫黄山
出典：九重・飯田高原百話集

地形・地質



千町無田付近からの眺望



おにぎり山



九酔溪



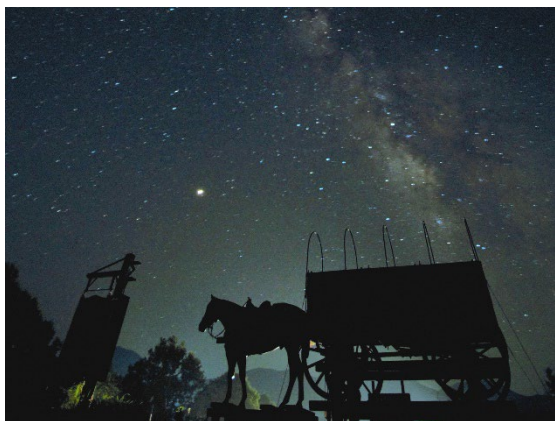
小松地獄



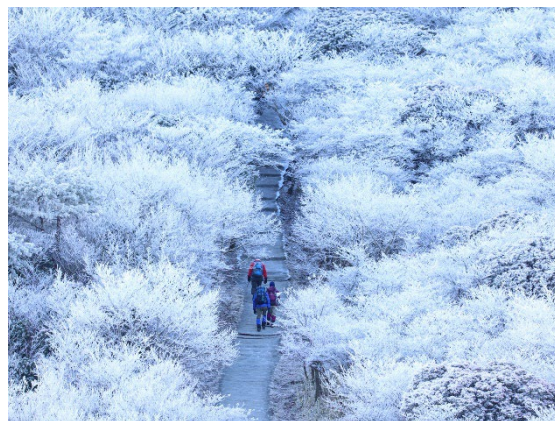
くじゅう連山や万年山の火山山頂帯に広がるミヤマキリシマ



なだらかな山の斜面に広がるススキ草原 (泉水)



星空



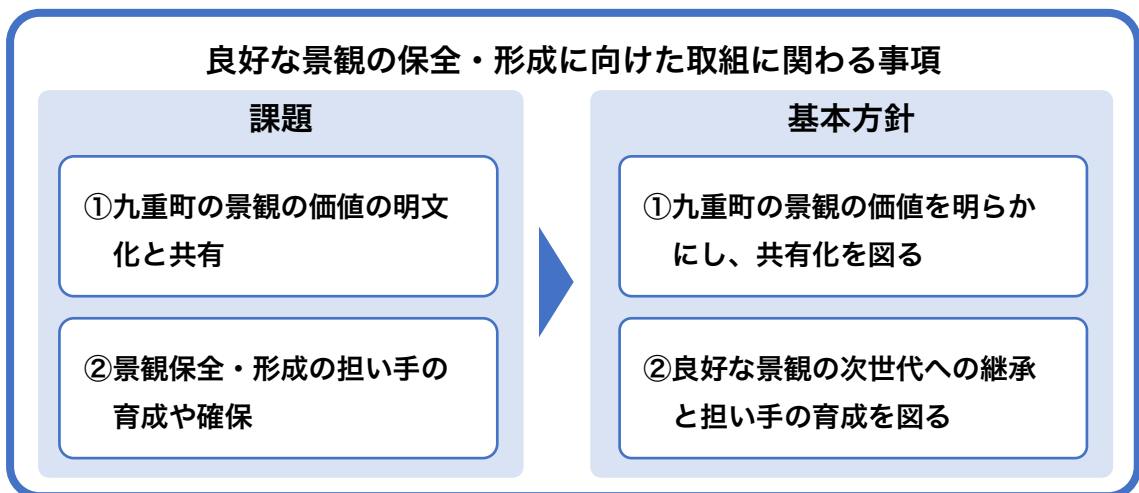
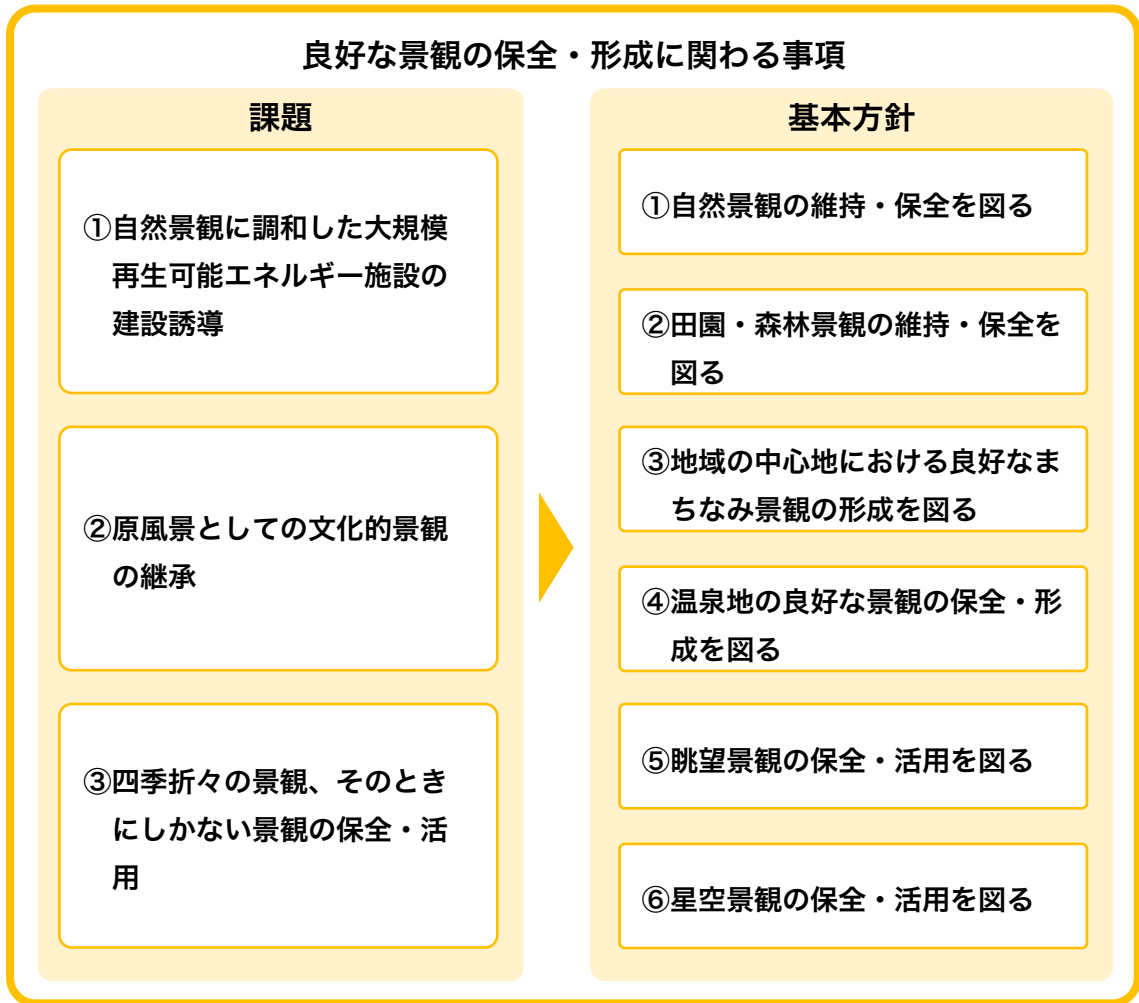
樹氷

4.

景観保全・形成方針

4-1 景観計画の基本方針

以下に、「良好な景観の保全・形成に関わる事項」及び「良好な景観の保全・形成に向けた取組に関わる事項」の課題と基本方針の対応関係を整理します。







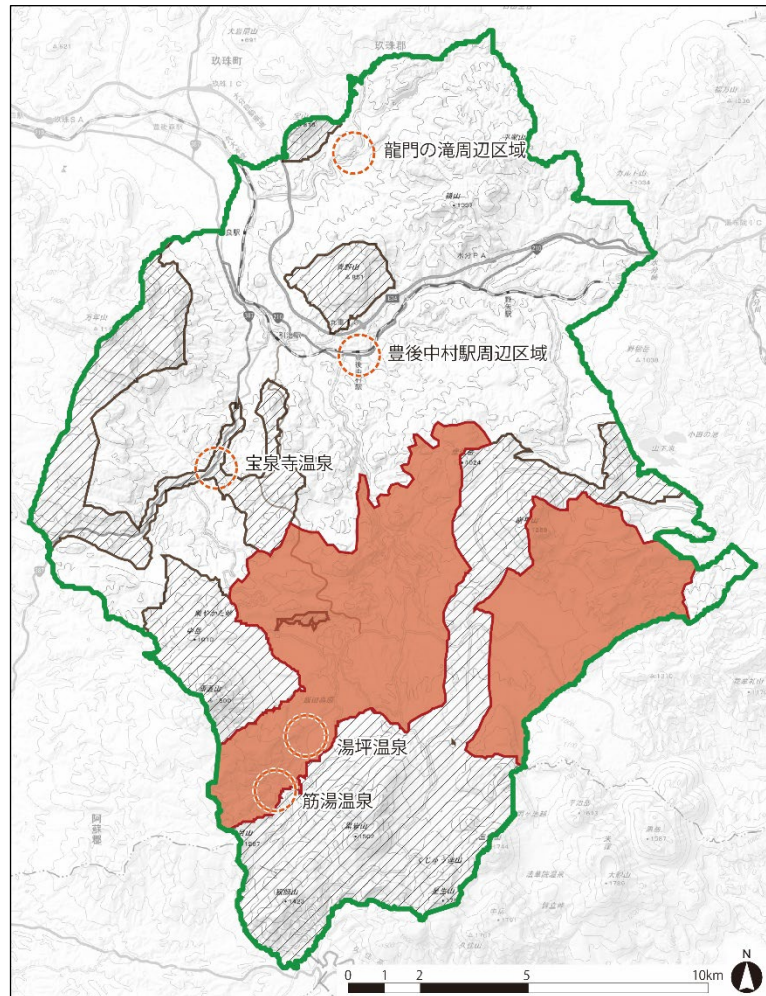
4-2 景観計画の区域

本町の景観の保全及び形成を図るため、行為の制限などのルールを定める区域を設定します。ルールの内容に応じて「一般区域」、「重点景観区域」を設定します。

また、将来的に地域の機運が醸成された段階で「重点景観区域」とすることを検討する区域として「重点景観検討区域」を設定します。

	一般区域	重点景観区域	重点景観検討区域
定義	全町共通で守るべきルールを定める区域	本町を象徴する自然景観等の保全・形成を図るため、きめ細かなルールを定める区域	地域の機運が醸成された段階で重点景観区域とすることを検討する区域
対象区域	本町全域	やまなみハイウェイ、四季彩ロード沿道の視点場、九重“夢”大吊橋から見える範囲※詳細は次ページ	①九重“夢”温泉郷区域（筋湯温泉、湯坪温泉、宝泉寺温泉） ②龍門の滝周辺区域 ③豊後中村駅周辺区域


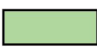




凡例	
	一般区域 ※九重町全域
	重点景観区域 ※やまなみハイウェイ沿道、四季彩ロードの主要な視点場、九重“夢”大吊橋の中央部からの可視領域でかつ自然公園の特別保護地区、第1～第3種特別地域を除いた区域
	重点景観検討区域 ※九重“夢”温泉郷地区で面的な広がりのある区域（筋湯温泉、湯坪温泉、宝泉寺温泉）、龍門の滝周辺区域、豊後中村駅周辺区域
	自然公園の特別保護地区及び第1、2、3種特別地域



地図出典：国土地理院地図を一部加工

4-3 景観保全・形成方針

町全域の景観保全・形成方針

エリア区分	景観特性	景観保全・形成方針
自然公園特別 保全エリア 	雄大な自然と豊かな生態系を有する地域です。	自然公園と連携して、優れた自然景観の維持・保全を図ります。
自然公園 保全エリア 	上記の特別保全エリアに準じて、雄大な自然と豊かな生態系を有する地域です。	上記の特別保全エリアに準じて、自然公園と連携し、優れた自然景観の維持・保全を図ります。
田園・森林 エリア 	田園風景や高原、田畑、里山が広がる区域です。	町民や来訪者に安らぎ、懐かしさ、潤いを与える緑豊かな景観の保全を図ります。
地域の中心地 エリア 	地域で暮らす人の生活を支える中心地として、個性あるまちなみ景観が存在します。	地域の中心地が有するまちの歴史を未来へ継承し、新旧の建物の調和と周辺の自然環境との調和に努めます。
道路景軸 	拠点間を道路空間により連絡しています。	沿道のまちなみ、屋外広告物、自然環境との調和に配慮した特徴ある良好な景観形成を推進します。
水景軸 	山々の麓から発する形で、東西南北に河川が流れ、渓谷や滝とともに美しい河川景観を形成しています。	渓谷、河川、滝が織りなす自然景観の保全を図ります。

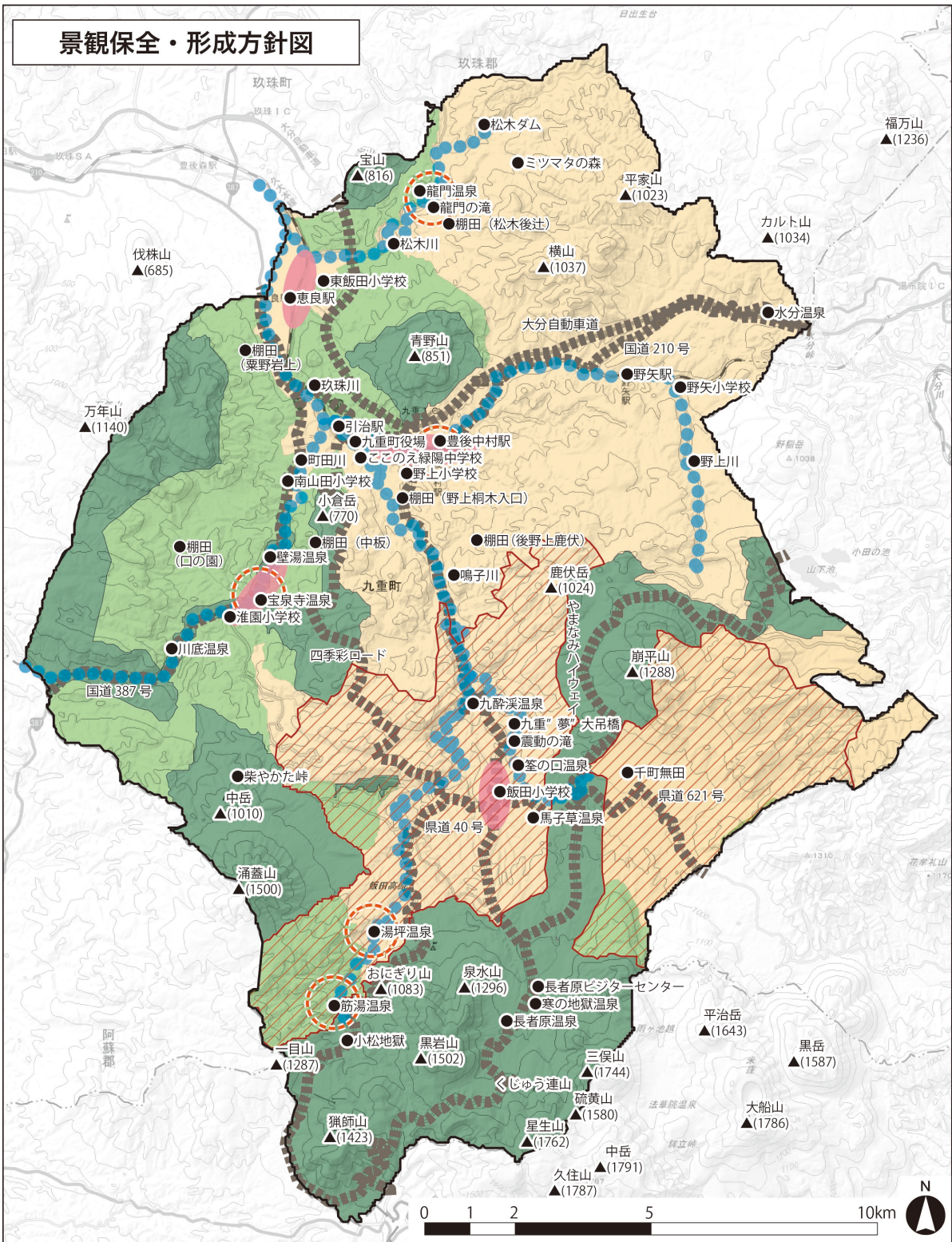
重点景観区域の景観保全・形成方針

エリア区分	景観特性	景観保全・形成方針
①やまなみ ハイウェイ 沿道	やまなみハイウェイを通過すると、高原、美しい山肌、抜けるような空が次々と現れます。	やまなみハイウェイを通過する過程でのシークエンス景観※1、主たるカメラスポットでの眺望景観を保全します。
②四季彩ロード 沿道からの眺望	くじゅう連山、涌蓋山へのパノラマ景観が望めます。	四季彩ロード沿い視点場（パーキング）からのパノラマ景観を保全します。
③九重“夢”大 吊橋からの眺望	震動の滝、渓谷と原生林、遠くにはくじゅう連山が望めます。	九重“夢”大吊橋からの360度のパノラマ大景観を保全します。

重点景観検討区域の景観保全・形成方針

エリア区分	景観特性	景観保全・形成方針
①九重“夢”温 泉郷区域	泉質や効能の異なる個性豊かな温泉地です。	九重“夢”温泉郷※2の個性を創造する景観形成に努めます。
②龍門の滝周 辺区域	龍門の滝は、豪快な二段落としの滝です。	滝周辺の観光振興と一体となった景観形成に努めます。
③豊後中村駅 周辺区域	茅葺屋根の豊後中村駅を中心として直線状にまちなみが連なります。	駅周辺の賑わい形成や潤いあるまちなみ形成に資する景観づくりに努めます。

※1：視点を移動させながら（自転車や車の乗車中）次々と移り変わっていくシーン（場面）を連続的に相次いで体験する景観
 ※2：筋湯温泉、川底温泉、湯坪温泉、九酔溪温泉、笠の口温泉、龍門温泉、寒の地獄温泉、宝泉寺温泉、馬子草温泉、壁湯温泉、水分温泉、長者原温泉



凡例

【町全域のエリア区分】		【重点景観区域等の区分】	
 自然公園特別保全エリア	 道路景軸	 重点景観区域	 重点景観検討区域
 自然公園保全エリア	 水景軸		
 田園・森林エリア			
 地域の中心地エリア			

地図出典：国土地理院地図を一部加工

5.

届出対象行為

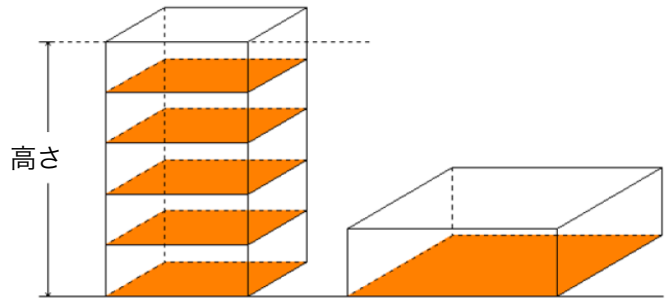
5-1 届出対象行為と規模

① 建築物

新築、増築、改築、移転の場合

一般区域
 建築物の高さが13m以上であるもの又は延べ面積が500㎡以上であるもの

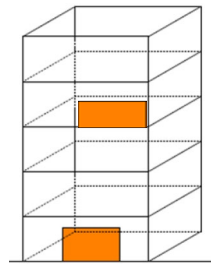
重点景観区域
 建築物の高さが10m以上であるもの又は延べ面積が200㎡以上であるもの



外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更の場合

一般区域
 当該行為に係る部分の面積の合計が500㎡以上であるもの

重点景観区域
 当該行為に係る部分の面積の合計が100㎡以上であるもの



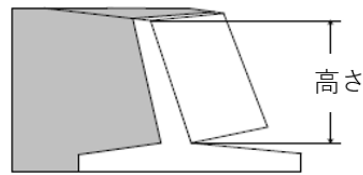
② 工作物

新築、増築、改築、移転の場合

ア.擁壁

一般区域
 高さが5m以上であるもの

重点景観区域
 高さが2m以上であるもの

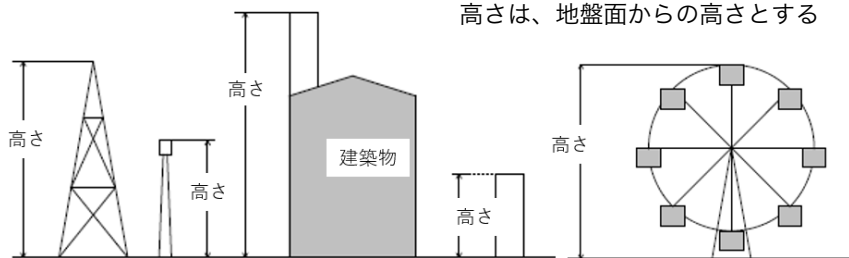


イ.煙突、鉄柱等、広告塔、高架水槽等、観覧車等

(注) 建築物と一体の場合
 高さは、地盤面からの高さとする

一般区域
 高さが13m以上であるもの

重点景観区域
 高さが10m以上であるもの



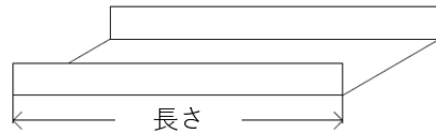
ウ.橋梁

一般区域

長さが 20m以上であるもの

重点景観区域

長さが 10m以上であるもの



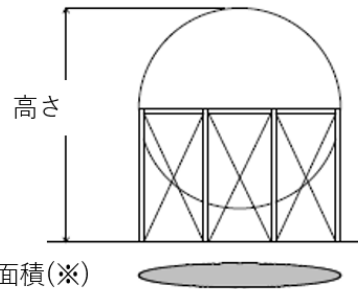
エ.アスファルトプラント、自動車車庫、製造施設等、貯蔵槽等

一般区域

高さが 13m以上であるもの又は
築造面積が 2,000 m²以上であるもの

重点景観区域

高さが 10m以上であるもの又は
築造面積が 500 m²以上であるもの



築造面積(※) = 工作物の水平投影面積

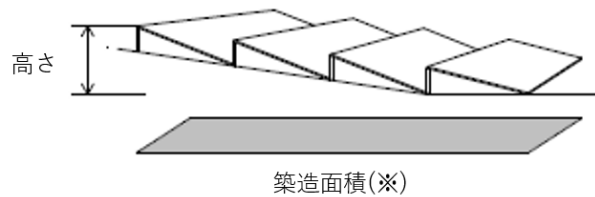
オ. 太陽光発電設備

一般区域

高さが 5 m以上であるもの又は
築造面積が 2,000 m²以上であるもの

重点景観区域

高さが 3 m以上であるもの又は
築造面積が 500 m²以上であるもの



築造面積(※) = 工作物の水平投影面積

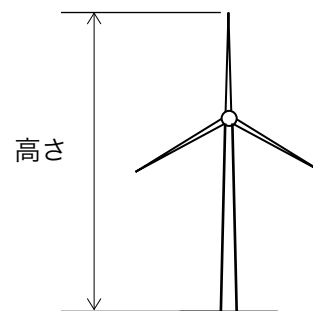
カ. 風力発電設備

一般区域

高さが 13m以上であるもの

重点景観区域

高さが 10m以上であるもの



外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更の場合

一般区域

当該行為に係る部分の面積の
合計が 1,000 m²以上であるもの

重点景観区域

当該行為に係る部分の面積の
合計が 500 m²以上であるもの



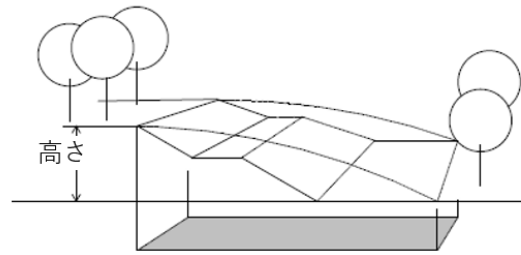
③開発行為、土地の開墾・形質変更、土石・鉱物の採取・採掘

一般区域

土地の形質変更の面積が 2,000 m²以上
のもの又はのりの高さが 5m以上の切土
若しくは盛土を伴うもの

重点景観区域

土地の形質変更の面積が 500 m²以上
のもの又はのりの高さが 2m以上の切土若
しくは盛土を伴うもの



形質変更の面積

④屋外の物件の貯蔵・堆積

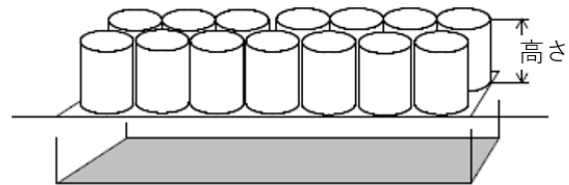
一般区域

堆積を行う土地の面積が 2,000 m²以上
のもの又は堆積の高さが 2m以上のもの

重点景観区域

堆積を行う土地の面積が 500 m²以上
のもの又は堆積の高さが 2m以上のもの

※堆積の期間が継続して 90 日以下のもの
を除く。



堆積を行う土地の面積

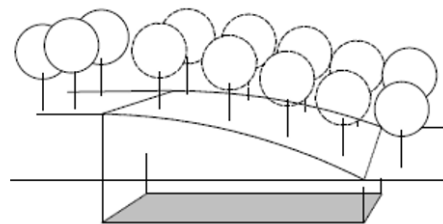
⑤木竹の伐採

一般区域

区域の面積が 2,000 m²以上のもの

重点景観区域

区域の面積が 500 m²以上のもの



区域の面積

景観計画において届出を要しない行為

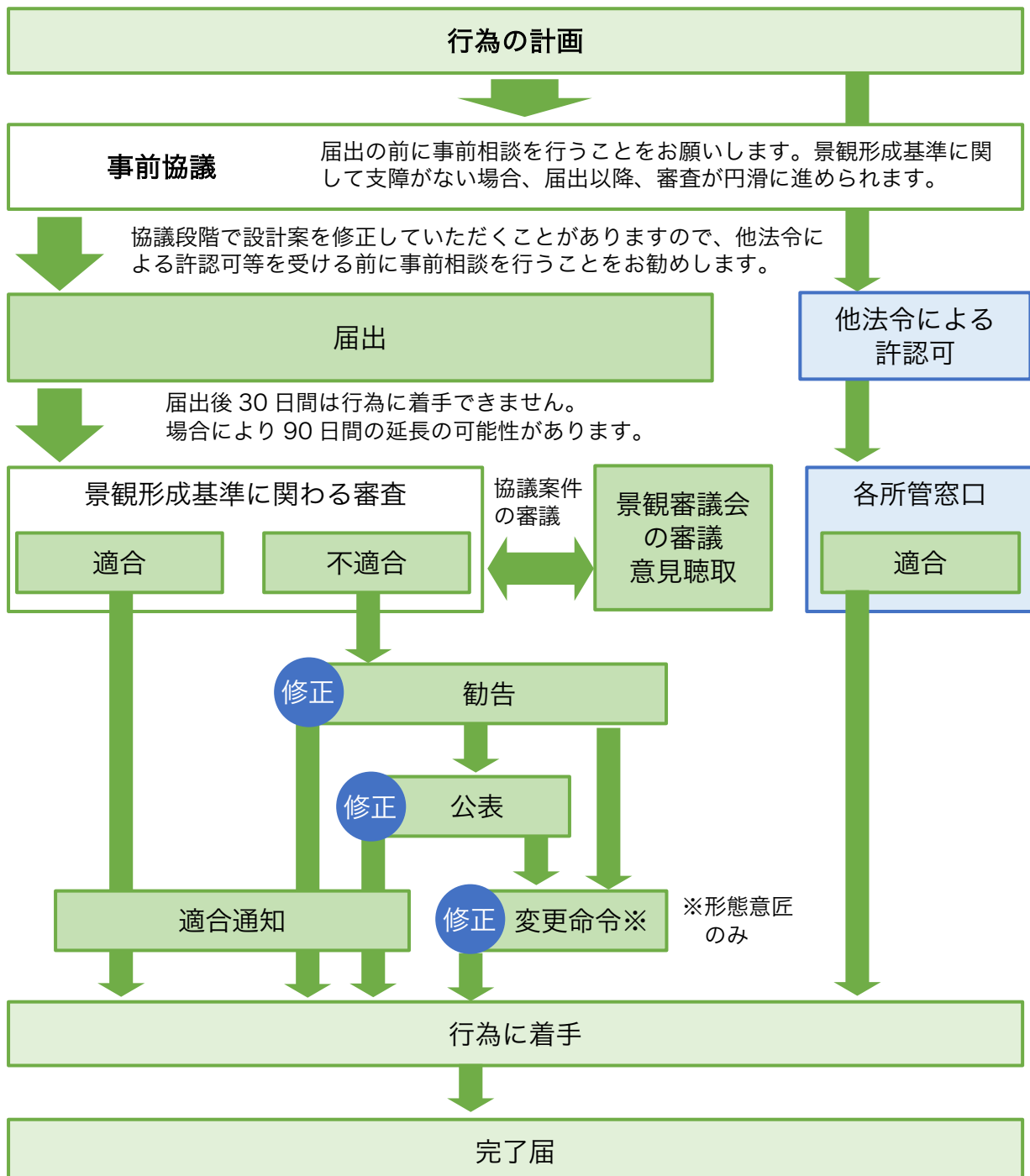
- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 仮設の工作物の建設等
- 次に掲げる木竹の伐採
 - ① 木竹の保育のために通常行う除伐、間伐、整枝
 - ② 枯損又は危険な木竹の伐採
 - ③ 自家の生活の用の木竹の伐採
 - ④ 仮植した木竹の伐採
 - ⑤ 測量、実地調査又は施設の保守のための木竹の伐採
- 文化財保護法の同意行為、許可行為
- 屋外広告物条例に適合する屋外広告物の表示、物件の設置
- 農林漁業を営む行為
 - ① 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
 - ② 農林漁業を営むために行う森林の皆伐

5-2 届出のフロー

届出が必要な行為をしようとする場合は、事前に九重町へ届出が必要です。届出が受理された日から30日経過後でなければ、届出行為に着手できません。

届出に係る行為が、景観計画に定めた景観形成基準に適合しないと認められた場合には、設計の変更など勧告をすることがあります。建築物又は工作物については、形態意匠の制限に適合しない場合は、必要な措置を命じることがあります。正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、公表することがあります。完了時には完了届を提出してください。

図 届出のフロー

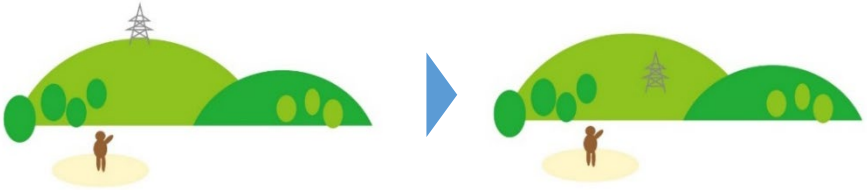
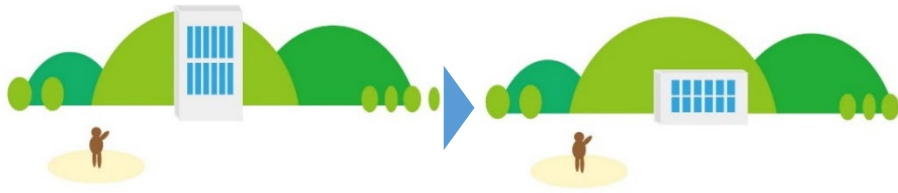

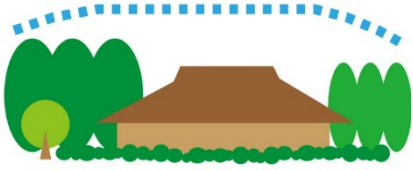


6.

景観形成基準

(1) 建築物・工作物


※カッコ内赤字は重点景観区域で特に配慮を求める事項です。

事項	景観形成基準
壁面の位置の制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮すること。
規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。 ■ 山稜（くじゅう連山等）の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とすること。  <ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な展望地（やまなみハイウェイ沿道、四季彩ロードの主な視点場、九重“夢”大吊橋）から地域のランドマークとなる山（くじゅう連山等）や高原（飯田高原等）などへの眺望を妨げない規模・配置とすること。  <ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。 ■ 行為地がまとまりのある農地、伝統的な集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とすること。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。 <p>まちなみのスカイラインに配慮すること</p>  <p>周辺の緑に調和する形態を検討すること</p> 

事項 **景観形成基準**

形態・意匠

- 山並み（くじゅう連山等）の遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮すること。




- 壁面は、適度な分節化や開口部の設置等により、単調さや圧迫感を与えないよう工夫すること。
- 歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努めること。

素材

- 周辺の景観と調和した素材を使用すること。
- 地域の自然素材（木、土、石等）または伝統的素材を使用するように努めること。

色彩

- 外壁、屋根等には、四季を通じて自然景観や周辺のまちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とすること。



- 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないよう努めること。

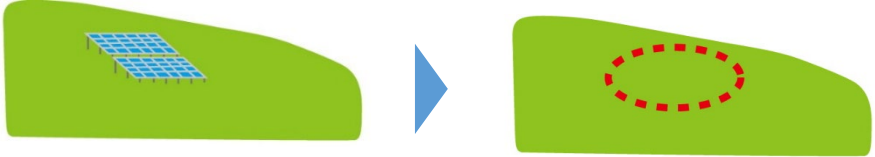

		色相										無彩色	明度
		赤 (R) 系	橙 (YR) 系	黄 (Y) 系	黄緑 (GY) 系	緑 (G) 系	青緑 (BG) 系	青 (B) 系	青紫 (PB) 系	紫 (P) 系	赤紫 (RP) 系		
全域	外壁	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	規定なし	制限なし
	屋根	6以下	6以下	6以下	6以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	規定なし	制限なし
重点景観区域	外壁	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	規定なし	制限なし
	屋根	5以下	5以下	5以下	5以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	規定なし	制限なし

ただし、次に掲げるものについては、適用除外とする。

- 他の法令の規定により義務付けられたもの。
- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。
- 神社、寺院、橋梁等で地域住民から親しまれ、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- 道路等から望見できる壁面の合計面積に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー。
- その他地域の特色に資するものとして町長が認めるもの。


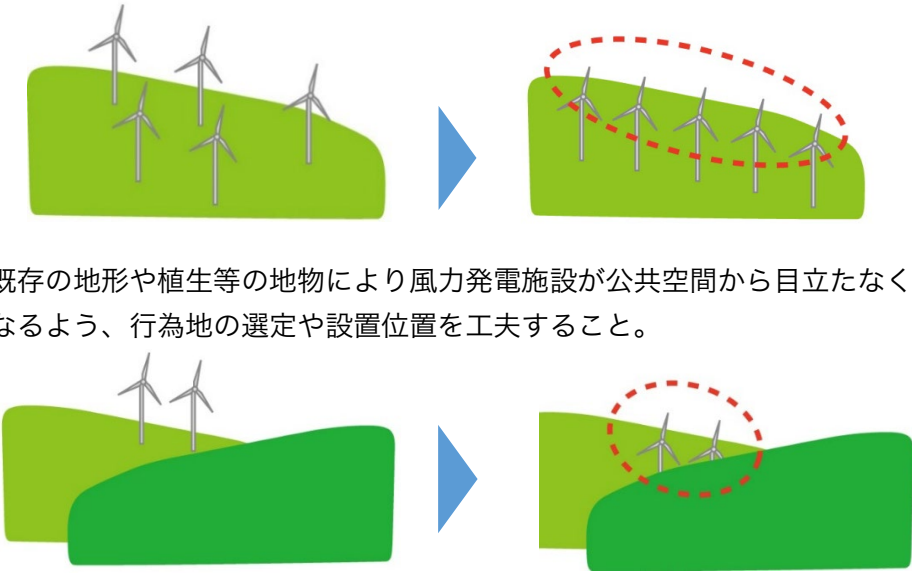
事項	景観形成基準
設備	<ul style="list-style-type: none"> ■屋上等に設置する工作物や設備類は、通り等から見えないように配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 ■付随する設備類は、可能な限り、道路等の公共の場から容易に目にしない位置に配置する。やむを得ず配置する場合には、修景措置を工夫すること。 ■屋外に設置する照明器具は、上空に向けての設置及び使用を控えること。 ■屋外に設置する照明器具は、人、動植物、夜空の明るさなどに影響を与えるため、青色光は使用を抑制すること。 ■液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）は、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ること。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■道路（やまなみハイウェイ、四季彩ロード等）との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮すること。 ■建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮すること。 ■付属駐車場では、通りから見た際、閑散とした印象を最小限とするよう、道路との境界部を中心に植栽を施したり、敷地内での植栽や舗装での工夫を行うこと。 ■フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮すること。

(2) 太陽光発電

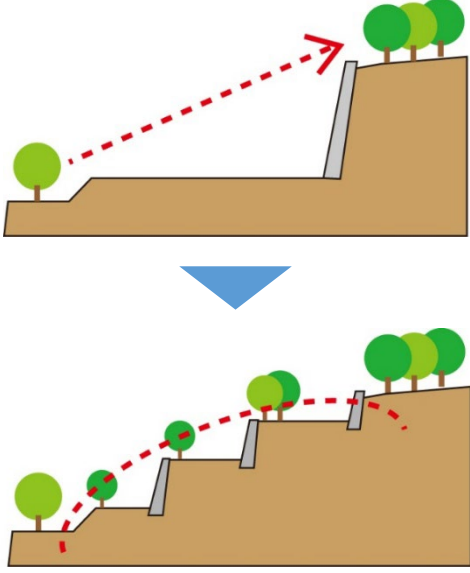
事項	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ■主要な展望地（やまなみハイウェイ沿道、四季彩ロードの主な視点場、九重“夢”大吊橋）から地域のランドマークとなる山（くじゅう連山等）や高原（飯田高原等）を望める位置への設置を避けること。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ■周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽電池モジュールの反射の軽減などに配慮するため、隣地境界からできるだけ後退すること。 ■太陽電池モジュールは傾斜を低くし、向きや間隔を揃えることで法則性を持たせ周辺景観との調和に配慮し、雑然とした印象にならないように統一感のある配置とすること。なお、太陽電池モジュールの高さは必要以上に高くないように留意するとともに、統一感のある高さとする。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p style="text-align: center;">傾斜を低くする</p> </div>

事項	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な展望地（やまなみハイウェイ沿道、四季彩ロードの主な視点場、九重“夢”大吊橋）及び視点場から望見できる場所や山の斜面に設置する場合は施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置や植栽するなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。また、自然景観を保全するため地形等の改変は最小限とし、太陽電池モジュールは周囲から視認しづらいように配置すること。 <div style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 勾配屋根に設置する場合は、屋根と一体的に見える配置として、屋根から突き出さないように設置すること。 ■ 陸屋根に設置する場合は、太陽電池モジュールの最上部をできるだけ低くし、周辺から見えにくいように設置すること。
外観	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽電池モジュール及びフレームの色彩は原則として黒系統色とし、架台、脚部及び附属設備（パワーコンディショナー、分電盤等）については周囲の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で統一すること。 ■ 太陽電池モジュールの素材は、無反射素材（防眩処理又は反射防止を施したものを含む）を使用し、文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。 ■ 侵入防止用等のフェンス等については、黒系統もしくはダークブラウン等の明度・彩度を落とした色彩にし、周辺環境に配慮すること。 ■ 太陽電池モジュール等を屋根等の建築物に設置する場合は、建物と一体的に見える色彩とし、景観への影響を最大限に軽減にすること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幹線道路や主要展望地や視点場から容易に望見されるおそれがある場合には、既存樹木もしくは植栽により遮へいすること。 <p>なお、敷地内にパネルが立ち並ぶことにより周辺の景観に対して人工的な印象や無機質な印象を与えないために、人の目線程度の高さを持った植栽帯等を設置し、歩行者などから容易に見えないような工夫をすること。また、侵入防止等用のフェンス等は、前もしくは後に植栽帯等を設け、周囲の景観との調和に努めること。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光発電施設の設置のため造成した法面については、緑化に努めること。

(3) 風力発電

事項	景観形成基準
<p>規模等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風力発電施設の規模はできる限り小さくし、周辺の景観から突出しないよう配慮すること。 ■ 尾根線上・丘陵地・高台等に設置する場合は、設置場所や規模を工夫し、スカイラインやその他の眺望に対して過大とならないようにすること。 
<p>配置・緑化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 複数基の風車を設置する場合は、雑然とした印象を与えないように整然と配置すること。 ■ 既存の地形や植生等の地物により風力発電施設が公共空間から目立たなくなるよう、行為地の選定や設置位置を工夫すること。 ■ 眺望景観を阻害する場所(尾根線上・丘陵地・高台等)での設置は出来る限り避けること。 
<p>形態・意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観と調和するよう形態等に配慮すること。
<p>色彩・素材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風力発電施設の色彩は、溶融亜鉛めっき及び低光沢処理（リン酸塩処理）を施し、外装色がつやのないグレー（N4.5程度）となるようにすること（メンテナンスも含む）。 ■ 反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとする。 ■ 附属建築物及び附属設備は、周囲の景観と調和した色彩及び素材とすること（メンテナンスも含む）。なお、ナセル及びブレードについては、色の変更が不可能である旨のデータ（試験結果等）の提出により合理的な理由が認められる場合を除いて、工作物の表面処理に係る色彩と同等の色彩で外観を統一すること。

(4) 開発行為・土地・土石、鉱物

事項	景観形成基準
開発行為 (土地の区画・形質変更)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努めること。 ■ 切土・盛土は最小限となるよう配慮すること。 ■ 法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努めること。
土地 (開墾、形質変更)	
土石、鉱物 (採取・掘採)	<div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮すること。 ■ できる限り、既存のまとまった樹林地は保全・活用すること。 ■ 植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮すること。

(5) 屋外の物件・木竹

事項	景観形成基準
屋外の物件 (堆積)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 ■ できる限り、道路、公園等の公共の場所から見えないう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。
木竹 (伐採)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。 ■ 既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。 ■ 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。

7.

景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定方針、屋外広告物に関する方針

地域の象徴となる建造物、地域のシンボルとなる樹木、地域の景観に影響の大きい公共施設の指定方針、屋外広告物の表示及び提出に関する配慮事項を以下に記載します。

(景観重要建造物の指定対象の要件)

- (1) 地域の象徴となる建造物 ※
 - (2) 公共的な場所から容易に見ることができる建造物
 - (3) 継続的な維持・管理が積極的に行われている建造物
- ＜※：地域の象徴となる建造物とは＞
- ① 地域の独自性と良好な景観を特徴づけている建造物
 - ② 地域のシンボルやランドマークとなっている建造物
 - ③ 町民に親しまれている建造物
 - ④ 歴史的価値のある建造物
 - ⑤ 建築的価値の高い建築物
 - ・高名な建築家の設計による建築物
 - ・建築の賞を受賞した建築物

(景観重要樹木の指定対象の要件)

- (1) 地域のシンボルとなり、樹形や樹高等美観が優れている樹木、又は地域の歴史・文化的に価値が高いと認められる樹木
- (2) 公共的な場所から容易に見ることができる樹木
- (3) 継続的な維持・管理が積極的に行われている樹木

(景観重要公共施設の指定対象の要件)

- (1) 景観的な影響が大きい大規模な公共施設
- (2) 地域のシンボルとして町民に親しまれている公共施設
- (3) 良好な景観や自然風景地に位置する公共施設
- (4) 新たに良好な景観形成を図る必要のある公共施設
- (5) 施設の整備と一体的な景観形成が望まれる周辺の公共施設
- (6) 重点地区等内の主要な公共施設
- (7) 電線共同溝の整備等を推進する道路

(屋外広告物の配慮事項)

- 周囲の景観に大きな影響を与えないよう、表示面積は必要最小限とします。
- 複数の屋外広告物を掲出する場合には、数・設置位置を集約します。
- のぼり旗、張り紙などは最小限の数とします。
- 安全上、支障のないよう定期的な維持管理に努めます。
- 名勝等の優れた自然景観を有する地域では、眺望を阻害するところへの設置を避けます。
- 奇抜な色彩や多色使いによる派手なデザイン、蛍光色や反射材の使用は避けます。
- 特色ある景観を有する地域では、地域イメージを阻害しないよう素材・デザイン、設置位置等において配慮します。

8.

総合的な景観の保全・形成に向けた取組

8-1 町民・事業者・行政の役割

(1) 町民の役割

- 本町の良好な景観の魅力や価値を理解し、町民同士及び事業者や行政とその価値の共有化に努めることが大切です。
- 良好な景観の保全・形成の担い手であることを自覚するとともに、良好な景観の保全・形成に向けた意識向上や課題認識の向上に努めることが大切です。
- 自身のできることに目を向け、地域の環境向上、美化活動、緑化活動、清掃活動など、身近な生活景観の向上に努めることが大切です。
- NPO等の景観に関わる活動団体は、良好な景観の保全・形成を進めるとともに、町民、事業者、行政と積極的に連携・協働します。

(2) 事業者の役割

- 本町の良好な景観の魅力や価値を理解し、町民や行政とその価値の共有化に努めることが大切です。
- 事業活動等を通じて、景観形成の担い手として、良好な景観の保全・形成に寄与することが大切です。
- 良好な景観の保全・形成に関わる取組は、事業者の企業価値を高め、地域貢献につながるなどの視点を持ちながら事業活動等を推進することが大切です。

(3) 行政の役割

- 良好な景観の保全・形成に向けて関係各課の連携強化を図るとともに、民間の各主体が活動しやすい環境づくりに努めます。
- 町民や事業者の多様なニーズをふまえ、良好な景観の保全・形成に向けた施策の実施及び展開を図ります。
- 良好な景観の保全・形成に向けた課題解消に向けて、町民や事業者等との連携・協働を図るとともに、必要に応じて国や県などの関係機関に協力を求めます。

8-2 総合的な景観の保全・形成に向けた取組の推進

(1) 良好な景観の保全・形成に向けた意識向上

①景観の魅力や価値の再発見・共有化

まち歩き、フットパス等のイベントやフォトコンテストを通じて、本町の景観の魅力を再発見するとともに、その素晴らしさや価値をアーカイブ化し共有化を図ります。

②景観の魅力や価値の情報発信

アーカイブ化した本町の魅力ある景観を、町、観光協会、DMO等のホームページやSNS等で情報発信を行い、地域への愛着や誇りの醸成及び交流人口、関係人口の確保につなげていきます。

③多世代への景観教育の推進

将来の景観の保全・形成の担い手である子どもたちに対し、総合的な学習の時間等で、大分県の「景観教室」等を活用した景観学習等の実施について検討します。

また、生涯学習の場などにおいても景観学習の機会づくりを検討し、多世代への景観教育の推進を図ります。

④景観に関する表彰・認証制度

良好な景観を共有するため、良好な空間を創出した建造物や、まちづくり活動等の取組を対象とした表彰・認証制度は、受賞者の社会貢献や景観まちづくり活動の意識を高め、次の活動へ発展するなどの効果が期待できます。

良好な景観の保全・形成に寄与した建造物や取組を対象とした表彰・認証制度を検討します。

(2) 良好な景観の保全・形成に向けた体制づくり

①庁内の連携強化

景観は様々な活動の結果の現れです。そのため、担当課に加え、農林業、地域コミュニティ、商工・観光、文化財等の関係各課の情報共有及び連携が不可欠です。庁内関係各課で構成される協議の場を設け、総合的な景観施策の展開を図ります。

②景観審議会等の設置

良好な景観の形成に関する重要事項について審議し意見をいただくために、学識経験者、景観形成に関係する団体の代表者などで構成する景観審議会を設けます。

景観審議会は、定期的開催し、町民との協働や景観形成施策についての意見や届出に対する勧告、景観計画・条例の見直しについての判断を求めます。

また、開発事業者等との円滑な協議を図るため、少人数の専門家で構成されるアドバイザーとの連携体制を検討します。

③広域景観協議会の活用

大分県広域景観保全・形成指針において、本町は、複数の市町村にまたがる4つの広域景観エリアに含まれ、エリア毎に広域景観の保全・形成方針が示されています。

エリア毎に関係市町村と県が連携して広域景観の保全・形成を取組む場が「広域景観協議会」です。

この、広域景観協議会を活用し、地域の声も踏まえながら、関係市町村の届出対象行為や景観形成基準の調整を行う、あるいは、大規模開発に対する共通の基準を設けるなど広域景観の一体的な保全・形成に向けた検討を行います。

発行年月：令和 8 年（2026 年）3 月

発 行：九重町

住 所：〒879-4895 大分県玖珠郡九重町後野上 8-1

電 話：0973-76-3802

F A X：0973-76-3840

E-mail：fureai@town.kokonoe.lg.jp

